

# 鎌倉後期の歌壇における

## 玉葉集の成立

水野 郁子

### 目次

#### 一、序

#### 二、本論

##### 第一章 鎌倉後期の歌壇の状況

##### 第一節 御子左家の分裂と皇統との結合及び対抗

##### 第二節 永仁勅撰の議の進展・結果

「為世辞退」の真偽を通して

##### 第二章 玉葉集の成立

##### 第一節 「延慶両卿訴陳状」の歌壇

史資料としての価値

##### 第二節 玉葉集成立後の京極派・二条派の動向

##### 第三章 玉葉集の特色

##### 第一節 主要歌人と入集歌数の現実にみる派閥意識

の露骨さ

##### 第二節 文芸性における玉葉集の価値

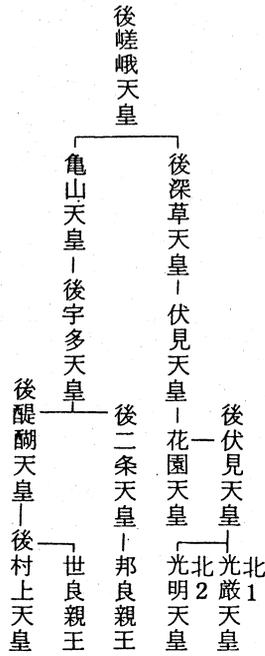
#### 三、結論

#### 四、参考文献

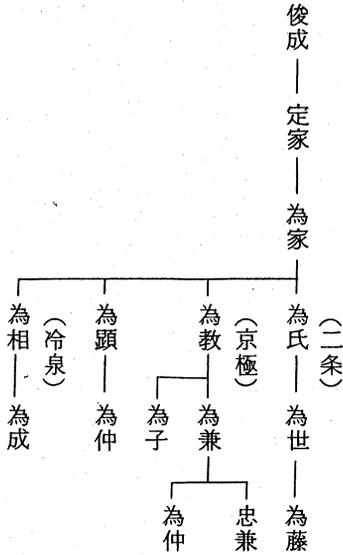
#### 序

新古今集以後、一般的にいつて衰退の運命をたどった勅撰和歌の歴史のうちにあつて、玉葉集と風雅集とが形成する一時期の和歌は意義の深いものとして注意される。玉葉・風雅の和歌は、当時の複雑な社会情勢と、京極派の歌壇を主宰した京極為兼の個性的な性格、特殊な政治的地位が影響して、他の時代にみられない異常な環境のうちに育つた。ところで中世歌壇史における最も顕著な動向に流派間の激烈な抗争という事がある。当時皇統は大覚寺統（龜山院の皇統）、持明院統（後深草院の皇統）に分立し、また鎌倉中期に歌道師範としての歌壇的地位を確立していた御子左家も二条・京極・冷泉の三家に分裂し、その各流派が先の皇統にそれぞれ結合して烈しく対抗したのである。私は、両統の迭立を「歌の家」との深い結びつきに強い興味をいだき論を進めていくことにしたが、勅撰集である玉葉集の成立過程と特色という核心に進むにつれて、せりあひという緊張した政治状況が御子左家の分裂ともからみ

△大覚寺統と持明院統▽



△御子左家の分裂▽



あつて、かえつて勅撰集の撰進を促したと強く考えられるようになったのである。  
 以上のことについては、上に掲げる系図を参照されたい。

玉葉集の成立に先立って、京極為兼と二条為世とは弘安末年から対抗を強くし、永仁勅撰の議（永仁元年、一二九三年）に端を発して激しい争論が行われたことは「延慶兩卿訴陳状」によって広く知られている。その成立原因は、為世がひとえに歌道家の正嫡という特権を侵害されまいとしたためであらうと思われる。

それならばなぜ為世は永仁勅撰の事業を途中で辞退したのであろうか。この「為世辞退」の記事には、永仁説・正安説など様々な説があり、まだはっきりとした定説がないようである。

しかし、この真偽問題は当時の京極派・二条派の動向を知ると共に「延慶兩卿訴陳状」の成立にかかわるはなはだ重要な問題ではなからうかと思ひ、その異説をとりあげて考察してみることにした。

このように和歌史を文芸史的のみではなく、歌壇史的な展開の上において考察することもまた重要なことではなからうか。

尚、玉葉集の成立と特色については、ほとんど論じつくされている観があるので、このまとめでは特に第一章の鎌倉後期の歌壇の状況を通して、永仁元年の玉葉集撰集計画の進展・結果を述べることにしたい。

第一章 鎌倉後期の歌壇の状況

第一節 御子左家の分裂と皇統との結合および対抗

為家の没後三家に分裂した御子左家は、歌風において互いに相容れなかったが、対抗しあう各家首脳の根底には要するに、歌道家という家業を廢するか（家の断絶）、新たに興すか（家の創設）、既存の権益を守るか、拡大発展に努めるか、という中世公家社会のあり方にかかわる大問題があった。各歌道家は自家こそ伝統を最も正しく受け伝えた正統派である事を自家の仕える皇統に承認して貰う必要があったのである。

また、兩統迭立の状況下では、治世の君及び天皇は政務に励み、善政を行っていることを幕府に認識させ、政權交替の時期をなるべく遅らせてもらう必要があったのである。和歌は当時「理性撫民の資」とか、勅撰集は「善政の記念碑」とか考えられていたから、治世の君が勅撰集の撰進に無関心でおられなかったらうことも推測される。

御子左家三家のうち、宗家の二条家は大覚寺統に、庶流の京極家は持明院統にそれぞれ属してこれを後盾としたが、冷泉家はだいたいにおいてそのとき皇統にある側の皇統に接近する、という三様の態度を示した。

為兼は、西園寺実兼に親しく仕え、この実兼が後宇多天

皇の皇太子、熙仁（伏見天皇）の春宮大夫であったので、弘安三年（一二八〇年）七月以来皇太子に接近し、短期間のうちに寵臣の一員となり、飛鳥井雅有にとつてかわって、春宮を中心とする文芸愛好グループの歌風を主導するに至ったのである。

こうして弘安十年（一二八七年）十月、伏見天皇が御踐祚になると、為兼の昇進は目ざましく、歌人為兼は、今や押しも押されもしない官人為兼として伏見官廷の重要な存在となったのである。

しかし、その後の正応期においても京極派はまだ形成中であつたらしく、二条家に対して正面から対抗したような記録はみえず、未だ際だった変化・抗争状態といったものはみられない。

永仁元年（一二九三年）八月、伏見天皇による永仁勅撰の議が起こつて京の歌壇は活発化したらしい。第二節でこのことを中心に述べたい。

第二節 永仁勅撰の議の進展・結果

「為世辞退」の真偽を通して

和歌の道に志向の深かった伏見天皇は、持明院統でも勅撰をしたいと希望され、永仁元年八月に二条為世・京極為兼・飛鳥井雅有・六条隆博の四人を撰者に命じて勅撰集の撰定を企てられた。伏見天皇の御心は、もちろん為兼にあつたにちがいがなく、予め二人の間に打合わせが有つたと推測されるが、当時の情勢としては御子左家嫡流の為世を無

視し得なかつたにちがいなく、さりとて仲の悪い為世と為兼とだけでは円滑な進捗は望まれそうもないので、温和な二人を加えられたのであらうと思われる。

かくして各流派間の葛藤も烈しくなり、勅撰集を目指して詠作に大童であつたらしい。

しかしその経過に就いては記録の伝えるものがないために知ることができない。福田秀一氏は「延慶両卿訴陳狀の成立」において、「勅撰集撰定の企てで、間もなく為世は辞退し、為兼は佐渡に流され、雅有と隆博は世を去つて、自然に撰集のことも沙汰止みになつてしまひ、伏見天皇がわが世には集めぬ和歌の浦千鳥むなしき名をや

跡に残さむ（新後撰集雑上）

と詠んだことは、増鏡（浦千鳥）に記されて著名である。」と説かれているが、この「為世辞退」の記事に私は強い疑問を覚えるのである。

それは、勅撰集撰定の事業が始まつて後、何故このように早い時期に為世は辞退したのであらうかという事である。たしかに為世は不満な年月を送つていたと思われる。為兼の政治的・歌壇の台頭と、殊にその特異な歌風、歌論に伏見天皇が支持を与えた事はショックであつたに違いない。そして二条派の立場から為兼らを非難したとみられる「野守鏡」と「源承和歌口伝」の出現は、まさしく二条家の歌壇独占制覇に対する動揺が表面化して来た事を意味するのである。

しかし、永仁五年（一二九七年）十五夜歌合が現存する

京極派グループ最初<sup>〇</sup>の歌合であることは、永仁年間においては二条家の動揺が明らかに感じとれるもののみまだ、嫡流の権威を保持し、歌壇に根を張つていたのではなからうかとうかがえる。

又、その後「延慶両卿訴陳狀」で知られる為世・為兼の激烈な争論の原因は、ひとえに歌道家の正嫡という特権を侵害されまいとしたためであり、そう主張できるところに公家のみならず、武家・宗教界に及ぶ二条家の勢力のほども知られるのである。

このような事がらを考え合わせるならば、勅撰事業が始まつて間もなくの永仁年間に為世自らが進んで撰者たる事を辞退したとは、どうしても考えられないのである。

このような観点にたつて極めて少数の参考文献ではあるが「為世辞退」の記事の異説をとりあげ、その真偽のほどを考察してみることとした。以下、次に掲げる通りであるが、その記事個々については紙面関係上、残念ながら省略しなければならなかつた。

一、「玉葉集の成立とその伝来」次田香澄氏

「文学」昭和十六年五月号

二、「延慶両卿訴陳狀の成立に関する資料」及び「延慶両卿訴陳狀の成立」福田秀一氏

「国語と国文学」昭和三二年一月及び七月号

三、日本歌学大系第四卷解題「延慶両卿訴陳狀」久曾神昇氏

風間書房 昭和三七年十月発行

四、「中世歌壇史の研究―南北朝期―」井上宗雄氏 明治

書院 昭和四十年十一月発行

五 日本歌人講座中世の歌人Ⅱ「京極為兼」石田吉貞氏

至文堂 昭和四三年十二月発行

六 増補新版日本文学史3中世「玉葉集」次田香澄氏 至

文堂 昭和五十年十一月発行

以上、六冊の参考文献のなかにおける「為世辞退」の記事を発行年の古い順に掲げてみた。その結果、異説の存在が実証され、定説がまだ明らかになっていないことがわかった。これらをまとめると次のように分類することができ

る。

(1) 「為世永仁年間辞退」説……(二)・(四)・(五)

(2) 「為世永仁四年辞退」説……(四)

(3) 「正安沙汰止み」説……(一)・(三)・(六)

(4) 「某年為世辞退正安沙汰止み」説……(六)

尚、(四)と(六)とは二説に重複しているが、(四)は「永仁年間辞退」の中でもとくに「永仁四年」という説をたてられているので区別し、(六)は「正安沙汰止み」という自然消滅説をたてられている中において、(一)・(三)においては「為世辞退」が特別にとりあげられていないのに対して「某年為世辞退」の事実をとりあげられているので特に区別して分類した。

まず、ここで重要な鍵を握っているのは福田氏の論の中で資料として掲げられた書陵部蔵「侍從宰相問答状案」の中の為兼の語「永仁辞退候上者」の解釈であると思う。

これを(二)・(四)・(五)では先に示したように「為世は永仁年間に撰者たることを辞退した以上」と解釈されているが、

先に述べた当時の歌壇の状況を考えるならばこのように早い時期に為世が辞退したとは、私にはどうしても考えられず納得がいかないのである。

又、自ら進んで辞退するということは嫡家の権威を捨てることであり、後に歌道家の正嫡という特権を侵害されまいと執拗に撰者を争った延慶兩卿訴陳にみる為世の攻撃的な姿とは似ても似つかないのである。そしていくら二条家の勢力が強く、為兼の独撰を妨げようとしても、永仁年間に自ら進んで辞退したのなら為世側の訴状に始まったといわれる「延慶兩卿訴陳状」は成立しえなかつたのではないだろうか。

事実、為世は正応から永仁年間にかけて公武の内裏歌会には参仕詠歌し、歌合の御製講師・題者など勤め、嫡流の権威においてそれは当然の事と思っていたようである。大体為世は当初においては大覚寺統一辺倒の立場ではなく、どの皇統でも権門でも歌道師範たり、かつは勅撰の撰者たりうると考えていたのであろう。従って為兼が追放され、持明院統の和歌師範が空位の際には当然為世がそれに代わるものと予想していたのではなからうか。正応・永仁と不快であったにしろ、為兼の非道は失脚によって明らかになつたからである。

ところが、為兼不在の正安年間、為兼の影響を受けた伏見上皇とその側近は、一つの強固なグループを組んで仲間だけで歌合を行ない、伏見上皇仙洞でも内裏でも晴の歌会というのは催されない(少なくとも記録にはみえない)と

いう事は、為世の出る幕は全くなく、彼は事実上持明院統からポイコットされた訳である。こうして大覚寺統にいよいよ望みを囁したのであろうことが推測される。

一方、為兼の解任・籠居と関係あつてか、永仁四年中は宮廷関係歌会の記録はなく、五年に至つて歌合が現存する。

このような事からすれば、為世は正安年間初めにおいてもまだ、持明院統の歌道師範、かつは勅撰の撰者たりうる希望をすていかなかったことが明らかとなり、従つて

(1)「為世永仁年間辞退」説及び(2)「為世永仁四年辞退」説のどちらも否定せざるをえないのである。

しかしまだ、為兼の語「永仁辞退候上者」の記事は消しえない事実である。

思うにこの解釈を「為世は永仁年間に撰者たることを辞退した以上」とせず、石田氏の解釈のように単に「為世は永仁院宣の撰者たることを辞退した以上」としなければならぬのではなからうか。こうなれば納得がいくのである。

為世が辞退したのは確かであろうが、それは永仁年間ではなかつたのであると思われる。

そうなれば、為世は、はたしていつ、どうして永仁撰者たることを辞退したのであろうか。

もともと知性教養が高く、自主的な文芸創造意欲が盛んで、今一層の「高み」を追求している天皇側近グループにあっては、歌人として創造的なひらめきに乏しく、平淡で保守的な歌風の為世に満足できるはずもなかつた。

当時はまだ二条派が歌壇の主流であつたにちがひなく、為世が歌道の宗匠という定評はくずれていなくなつたろうが、持明院統から受け入れられず、かといつて自ら進んで撰者たることを辞退することは、歌道家の正嫡の權威を捨てることであり、そのようなことは到底できず、憂愁のあまり、悶々とした毎日を送つていたのではなからうか。

ところで、永仁六年(一二九八年)に為兼は佐渡に流され、同じく十二月に隆博も死去し、雅有も正安三年(一二三〇一年)正月十一日に死んだので、永仁撰者の中で為世一人を残すばかりとなつたが、伏見院の意向から考えても、為世一人で撰進することが不可能なことを自ら鋭く感じとり、伏見院の御境遇も大覚寺統の政權回復により勅撰集どころの話ではなくなつてしまつたのではなからうか。

続いて起きた正安三年正月廿一日の政変は政權を奪われた伏見院自身、これは全く寝耳に水の出来事であつた。正安当時において、まだ自分、持明院統政權が続くものと信じて、多くの廷臣がこれに近づいている中であつて、既に持明院統と快くなく、大覚寺統に望みを囁いていた為世は「この政変を知つていた」とはいわれないまでも予測できたにちがひない。

そのようなわけで、正安三年の政変前後に永仁撰者たることを一応辞退して、さつと大覚寺統一辺倒に乗りかえたのではなからうか。事実、大覚寺統に帝位が移譲されたその年のうちに、はやくも治世の君である後宇多院によつて為世に対し、勅撰集撰進が命ぜられていたのである。そし

てなんなら障碍もなく、嘉元元年（一三〇三年）新後撰集を  
奏覧している。

以上、「為世辞退」の真偽について考察してきたが、結  
局、為世は永仁年間に辞退したのではなく、正安三年の政  
変前後に、持明院統では勅撰集撰進の見込みがなくなった  
のを察して、撰者たる資格を「辞退」という形で一応返上  
したのではなからうか。

これは世間の目から見ても当然の成りゆきと思われ、「自  
分から進んで辞退する」という嫡家の権威がくずれるよう  
な事態も避けられる一石二鳥の手段であったと思われる。  
こうしてこの度の撰集のことは遂に沙汰済みとなつてし  
まったのである。

#### 『増鏡』（浦千鳥）に

院（伏見院）の上、さばかり和歌の道に御名高く、いみ  
じくおはしませばいかばかりかと思されしかども、正応  
に撰者どもの事ゆへわづらいどもありて、撰者もなかり  
しかば、いとど口惜しう思されて

わが世には集めぬ和歌の浦千鳥

むなしき名をや跡に残さむ

など詠ませおはしたりし

と記されているが、この歌は為世の撰である新後撰集、  
雑上に「三十首の歌めされしついでに浦千鳥」と詞書して  
収められており、為世が伏見院のこの歌をあえて新後撰集  
に入れたところに、勝者的賁禄と同時に、伏見院の支持を  
得られなかった「恨み」が感じられないでもない。

後の「延慶両卿訴陳状」の成立原因として、第一に歌道  
家の正嫡という特権を侵害されまいとする二条家の勢力の  
大きさが考えられるが、第二に、為世の「永仁撰者たるこ  
とを自ら進んで辞退したのではない」という自負が大きく  
影響を及ぼしているのではなからうか。

このように「為世辞退」の真偽問題の解決によつて当時  
の歌壇の状況が明らかになると共に「延慶両卿訴陳状」の  
成立にまで大きく関係していることが一目瞭然となったよ  
うである。

私の「正安三年為世辞退」説は甚だ独断にすぎないかも  
しれない。しかし、前に述べたように、永仁勅撰の撰集事  
業の経過については記録の伝えるものがなく、わずかな文  
書を資料として、当時の歌壇の状況を照らし合わせながら  
考察するより他はなかつたのである。

第一章では、鎌倉後期の歌壇の状況を検討してきたが、  
その結果、両統の政治的対立と歌壇の対立とが複雑にから  
みあい、公私両面から個人主義・自由主義的な風潮が助長  
され、一言でいえば、現世主義と名づけられるべき露骨な  
傾向が強くなっていたことが明らかになったようである。  
先に述べた私の結論が、些か独断に過ぎるとしても、少  
なくともそれに近い状態が現出したであろうことは間違  
ないのではなからうか。

#### 結 論

「歌の家」―その継承問題の重大さは、詠歌の誉れと官

廷社会における栄達とが、密接にかかわりあっていたからにはかならない。

「歌の家」が公武間の政争と掛わりあい、和歌が和歌として純粹に発達し得なかったということは、悲しむべきことであつたかもしれない。しかし、それを歴史的に把握すれば非常に特殊な世界が展開されていたことに気がつくのである。

歌道師範という公的な地位を確立した御子左家が二条家・京極家・冷泉家の三家に分裂して互いに歌風の上でも、経済的關係の上でも争い、勅撰集の撰者たることを求めて争つたことは、この玉葉集の場合に於て殊に著しかったのである。

〔注1〕 「中世歌壇史の研究―南北朝期―」井上宗雄氏

〔注2〕 「中世勅撰和歌集の撰定意識―序・題号・部立構成から見た―」福田秀一氏 成城文芸四七号

〔注3〕 「新勅撰集序」には、「世治まり人安く楽しきことの葉を知らしめむために殊更に集め撰ばるるならし」とある。

〔注4〕 永仁年間、二条派に親しい僧の作。為兼への批判を挟み込んだもの。

〔注5〕 永仁二、五年?成立。為家の第二子源承の作で、彼は二条家の「番犬的存在」であつた。

〔注6〕 為兼と為相との間に交された書状で室町時代の書写

